



# デジタル・ガバメント -法人向けワンストップサービスの実現

2018年 12月11日

内閣官房 日本経済再生総合事務局

参事官 川村 尚永

# デジタル・ガバメントについて



# デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

## 課題

- ・現在の行政手続は「デジタル」「ペーパーレス」から程遠く、行政手続に費やす時間・コストの負担大
- ・行政の縦割りによる非効率なシステム構築体制

## 目指すべき社会

### デジタルを前提とする行政の転換・組織改革 (デジタル・トランスフォーメーション)

#### ① 行政サービスの100%デジタル化に向けた三原則

- デジタルファースト** ・一貫してデジタルで完結。
- ワンズオンリー** ・一度提出した情報は、**再提出不要**。
- コネクテッド・ワンストップ** ・**どこでも／1か所でサービス実現**  
・**スマートフォンだけで官・民のサービスの利用を実現**。

#### ② 徹底的な官データのオープン化

- ・**民間のニーズに合わせた国と地方の官データが利活用**され、イノベーション・新ビジネスが次々に創出。

## 海外の取組・事例

### 国民にとってインパクトの大きな行政課題から順にデジタル化

(代表的プロジェクト)



- ・退役軍人向け年金手続のワンストップサービス
- ・移民登録システムにおける永住権更新のオンライン化。



- ・各省バラバラだった行政サービスサイトを、ポータルサイトGOV.UKに統一化。
- ・β版を出してユーザーからのフィードバックを受けながら随時改善し、各省サービスを集約化。

### 行政デジタル化をリードする体制の構築

- ・各省任せでなく、大統領／首相のトップダウン方式で、外部人材を活用し推進。
- ・最新の技術を取り入れ、ユーザが使いやすいサービスを迅速に実現することを重視。



- ・大統領府直属タスクフォースを設置、独自予算でプロジェクト推進。
- ・トップはグーグル出身。



- ・首相府の下で独自予算により政府／各省庁のデジタルサービスの設計と開発を支援。
- ・初代トップはガーディアン紙デジタル化責任者。

# 「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定)のポイント

## 「デジタル・ガバメント実行計画」の決定（主要施策）

### （1）添付書類の撤廃

- 添付書類を一括して撤廃するための**法案の作成**。
- 行政機関同士の**情報連携**等により、添付書類を撤廃するシステムの整備。



### （2）オンライン化の徹底

→ 現状、13%（※）しか進んでいないオンライン化の実施を徹底させるため、

- ① **本人確認手法の見直し（対面、押印、証明書類の提出など、全体としてあり方を検討）**。
- ② 制度やこれまでの行政事務の慣習を1から見直す「**業務改革（BPR）**」の推進。

※全体46,385手続のうち5,944手続 ※件数ベースでは73%



### （3）複数手続のワンストップでの処理

- 引越し、介護、死亡・相続、などのライフイベントの際の煩雑な各手続をワンストップ化。  
（例）引越しの際の、「年金や健康保険の住所変更届」や「自動車の変更登録」などの諸手続をワンストップで実施できるシステム連携等の可能性を検討する。



# デジタルファースト法案の策定状況①

- **業務改革（BPR）の徹底とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現**するため、現在、内閣官房において「**デジタルファースト法案**」の検討を実施中。
- **オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃を中心とする**以下の内容を骨子とし、法案の早期国会提出に向けて検討を進めているところ。

## （1）本法案の位置付け・総則等

### ➤ 本法案の位置付け

- ✓ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく法制上の措置。
- ✓ 同法の基本理念にのっとりデジタル化を推進。

### ✓ 法案の目的・原則等

- ✓ 行政手続等のデジタル化等による社会全体のデジタル化の実現。
- ✓ 国民利便性向上や行政運営の効率化により、国民生活の向上や国民経済の発展。
- ✓ 少子高齢化への対応等の社会的課題の解決。
- ✓ デジタル技術の活用を十分に行うことができない人々に対する支援。
- ✓ デジタル化の基本原則としてのデジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）。

## デジタルファースト法案の策定状況②

### (2) 行政手続のオンライン化の徹底

#### ➤ 行政手続のオンライン原則

##### (オンライン原則)

- ✓ 行政機関に、原則全ての行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）をオンラインで実施する義務を課す。
- ✓ オンライン化に当たっては、添付書類も含め、手続の全体をオンラインで実施する。
- ✓ すぐにオンライン化できない手続も、一定の猶予期間を設け、それ以降はオンラインで実施する。

##### (適用対象等)

- ✓ 現物・対面が必要な手続は適用除外とするが、真にオンライン化が困難なものに限定する。
- ✓ システム整備の費用対効果が著しく小さい手続は、オンライン化「可能」な手続とする。
- ✓ 国の行政機関等以外（地方公共団体等）についてもオンライン化の努力義務を課し、国がシステムの整備や情報の提供等の支援を実施することにより、オンライン化を推進する。

#### ➤ 本人確認手法及び手数料支払いのデジタル化等

- ✓ オンライン手続に当たっては、紙を前提とした本人確認手法（署名や押印等）や手数料支払い（収入印紙等）はデジタル的な手段で置き換えなければならないものとする。

# デジタルファースト法案の策定状況③

## (3) 添付書類の撤廃

### ▶ 添付書類の省略

- ✓ 行政機関間の情報連携等により省略が可能となる添付書類について、法令上省略可能とするための規定を整備する。

### ▶ 添付書類のデジタル化

- ✓ 添付書類のデジタルデータでの提出を受け付ける義務を行政機関に課し、紙の添付書類を撤廃する。

※「(2) 行政手続のオンライン化の徹底」に係る規定で措置  
(添付書類も含め、手続の全てをデジタル化)

- (※) 省略を可能とする添付書類の例 (主なもの)
- ✓ 法人番号の提出を受けた場合の登記事項証明書  
(H32年度に構築運用される予定の登記情報連携の仕組みを活用することを想定)
  - ✓ 申請に電子署名を付した場合の本人確認書類  
(住民票の写し、印鑑証明書等)
  - ✓ マイナンバーカードを提示した場合の本人確認書類等

## (4) デジタル化を実現するためのシステム整備等

- ✓ オンライン化の徹底や添付書類の撤廃を実現するためのシステム整備。
- ✓ システム整備に当たってのAPIの整備及び活用。
- ✓ 地方公共団体のデジタル化に対する支援。
- ✓ 行政手続のデジタル化に当たってのデジタル・デバイドへの配慮。
- ✓ 民間手続のオンライン化の促進。

## (5) 整備法に係る作業

- ✓ 本法のみでは十分な措置を行うことができない等の理由により、独自にオンライン化の措置を行う必要があるものについては、本法の趣旨にのっとり、整備法として、一括して個別法律を改正。
- ✓ 今後、各府省の協力を得て、整備法の策定作業を実施。

# オンライン化・添付書類の撤廃に向けた方針

- これまで利用者が手続ごとに、紙ベースで行ってきた手続について、デジタル処理を可能とするシステム等の必要なインフラを整備し、**オンライン化や申請先機関間の情報連携**を進めることで、**不要な手続や添付書類を撤廃**。
- これにより**申請者の時間的、経済的負担を軽減**するとともに、**行政運営の効率化**を実現。
- さらに、**自治体や民間企業等とも連携**して、**社会全体のデジタル化**を推進。

## 検討課題

- ◆ オンライン化及び添付書類の撤廃を実現するためのシステム整備に当たり、以下の課題について検討が必要。
  - 行政機関等が発行する添付書類について、行政機関等での情報連携の仕組みを構築。
  - 民間の団体・企業等で発行される添付書類について、デジタル化の推進及び民間との情報連携の仕組みを構築。
- ◆ 地方自治体の手続におけるオンライン化及び添付書類の撤廃の進め方についても、検討が必要。
- ◆ 手続のオンライン化や添付書類の撤廃といったインターフェイス部分だけでなく、受付・審査・決裁・保存といった業務全体の業務改革（BPR）を行った上でデジタル化を進める必要。

## 今後の取組（進め方）

- ◆ 住民票、戸籍謄抄本等及び登記事項証明書の添付省略のための取組を進めるとともに、その他の添付書類の撤廃を実現するための仕組み等について検討を行う。
- ◆ 行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまで含めたワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を推進する第一歩として、社会保険・税、介護、死亡・相続及び引越しの各分野における取組を先行して進め、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していく。

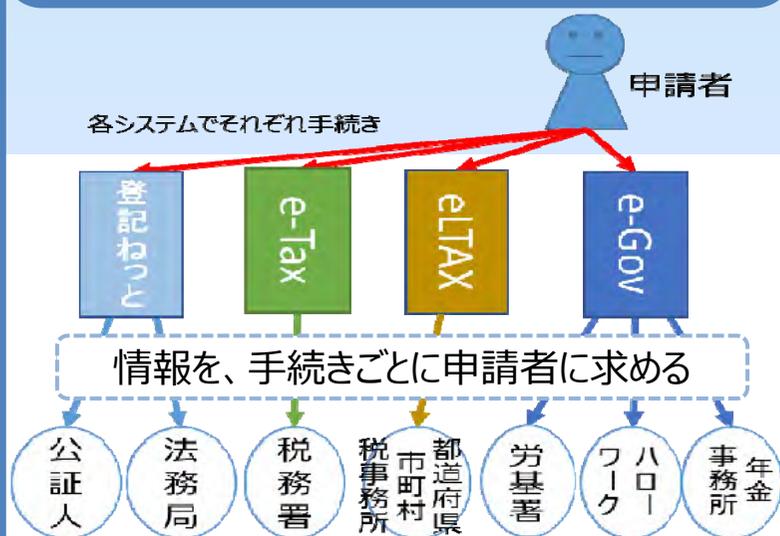
# 法人向け ワンストップサービス



# 法人向けオンライン・ワンストップ：法人設立① オンライン・ワンストップサービス

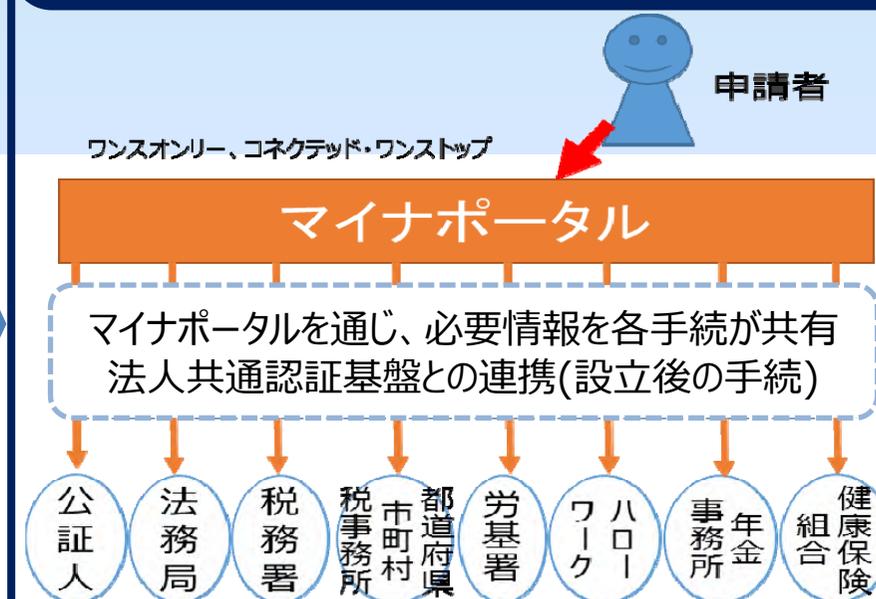
- これまで縦割り・バラバラのシステムでの手続きをマイナポータルシステムを活用して、ワンストップ化を実現。
  - 2019年度中：設立後の手続きをワンストップサービスを開始。
  - 2020年度中：定款認証・設立登記も含めてワンストップサービスを開始。
- 同時に、設立後の手続きで、何度も提出していた登記事項証明書の添付を廃止。

## これまでの手続き



- ・同じ情報を何度も登録。
- ・システム毎に違う操作。
- ・手続き全体像が分かりづらい。
- ・登記事項証明書を別送。

## 今後目指すサービス

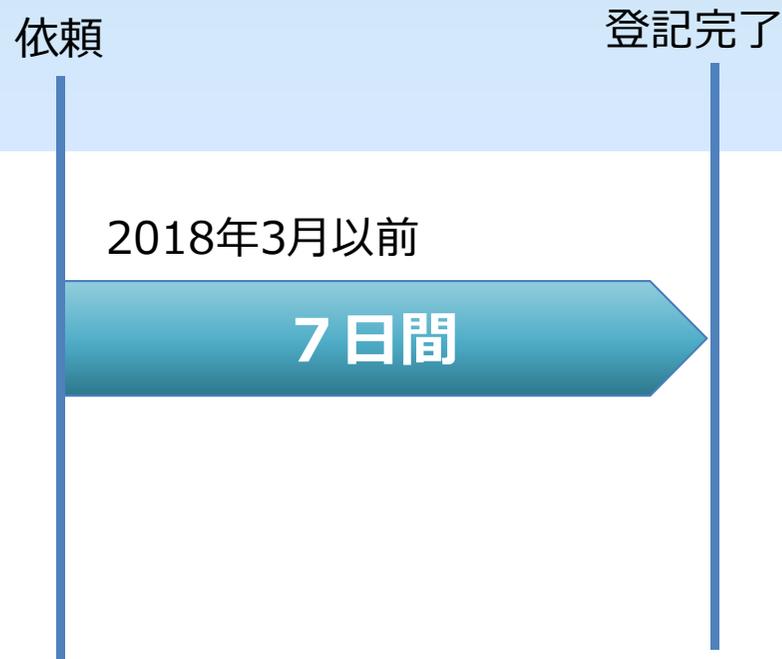


- ・必要な全手続きが、1つのシステムで1回で完結。
- ・手続き漏れもなくなる。

## 法人向けオンライン・ワンストップ：法人設立② 設立登記の24時間以内処理

- これまで7日程度かかっていた法人設立登記について、優先処理を行い、処理時間を原則3日以内とする取り組みを2018年3月から開始。
- さらに、審査業務等の電子化を推進し、2019年度中に、オンライン設立登記は24時間以内の処理を実現。

### これまでの所要期間



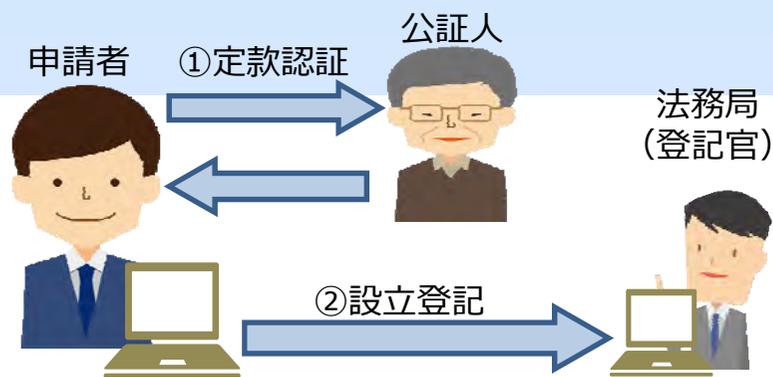
### 施策効果・利用者メリット



# 法人向けオンライン・ワンストップ：法人設立③ 定款認証

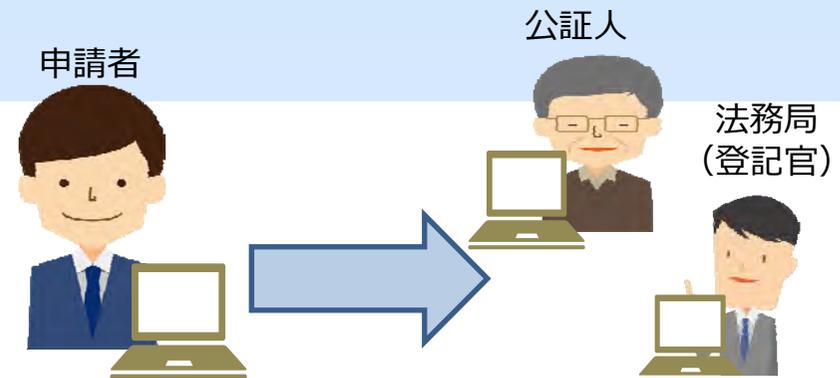
- オンライン申請された定款認証について、公証役場まで出頭しなければならなかった手続を、2018年度中にTV電話での対応を開始。
- また、2020年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内に設立登記が完了する取組を全国実施。

## これまでの手続順番



- ・出頭等の手間や待ち時間が発生。

## オンライン同時申請(ファストラック・オプション)イメージ



- ・定款認証と設立登記の同時申請、TV電話で定款認証が可能に。
- ・設立登記の24時間以内処理。

# 法人向けオンライン・ワンストップ：法人設立④ 印鑑登録の任意化

- 設立登記の際に、オンライン申請であっても、代表者の印鑑を押印し、書面提出していた手続きについて、商業登記電子証明書の申請をした場合、印鑑届出を任意とする見直しを行う。

## これまでの提出書類

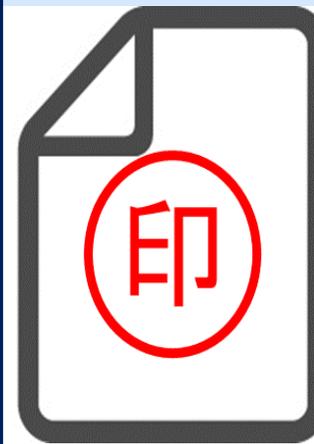
### 印鑑届出



- ・オンライン申請でも書面で別途郵送、または持参。

## 任意化

### 印鑑届出



and/or

### 電子証明書



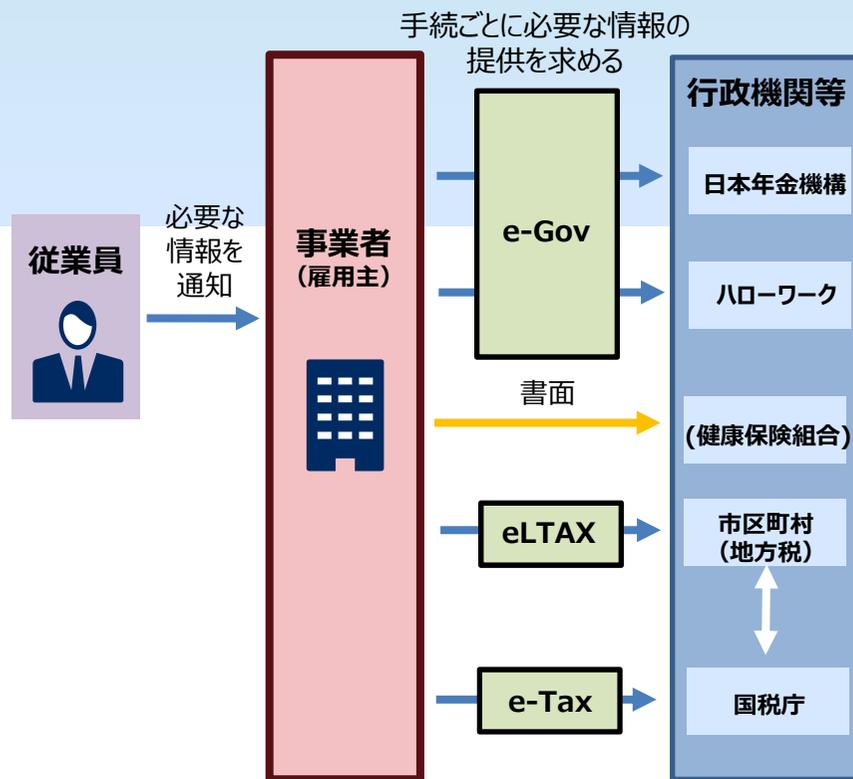
- ・オンラインで手続きを完結させることが選択可能に。
- ・従前のとおり、印鑑登録も可能。

# 法人向けオンライン・ワンストップ：従業員関係の手続き① ワンストップ化

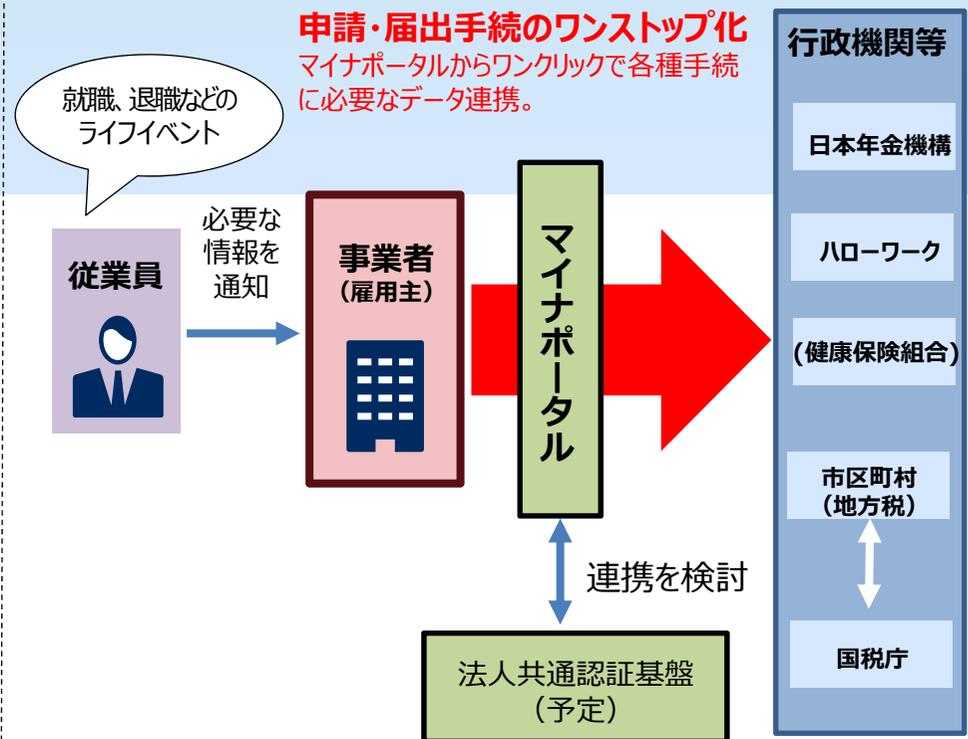
## 従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続きのワンストップ化（イメージ）

- 各種申請・届出手続をマイナポータルからオンライン・ワンストップで実施できるサービスを平成32年度から順次開始できるように検討を進める。具体的な手続きは関係府省の状況等も踏まえ、精査の上、決定する。
- 現在、手続きごとに必要な情報の提供を求めているが、申請・届出手続のオンライン・ワンストップ化を行い、マイナポータルを通じて、各種手続きに必要なデータを行政機関等のシステムに連携。

<現状>



<今後目指すべき2020年度実現イメージ>

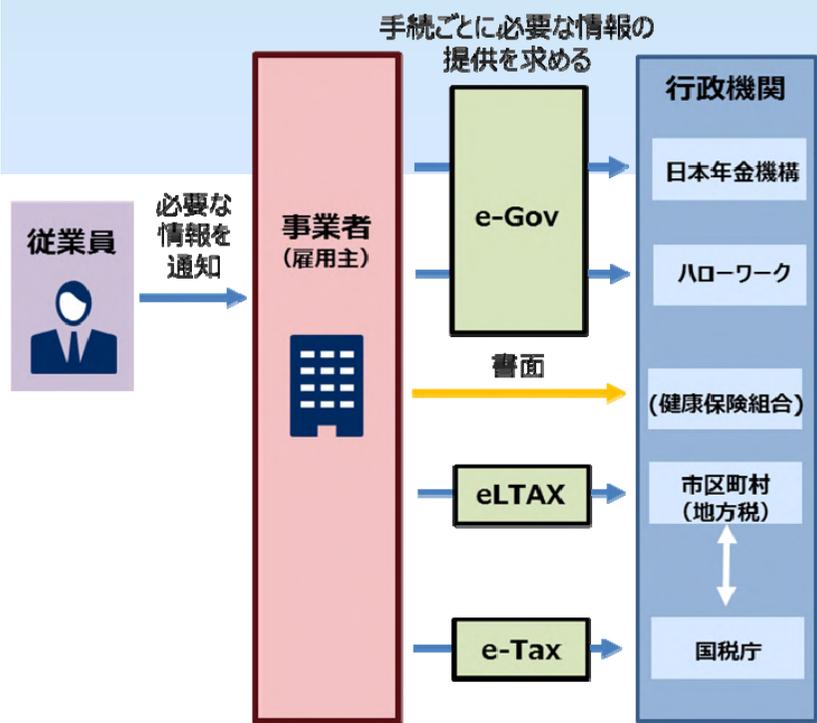


# 法人向けオンライン・ワンストップ：従業員関係の手続き② ワンスオンリー化

## 企業が有する従業員情報の新しい提出方法に係る構想（ワンスオンリー化）（イメージ）

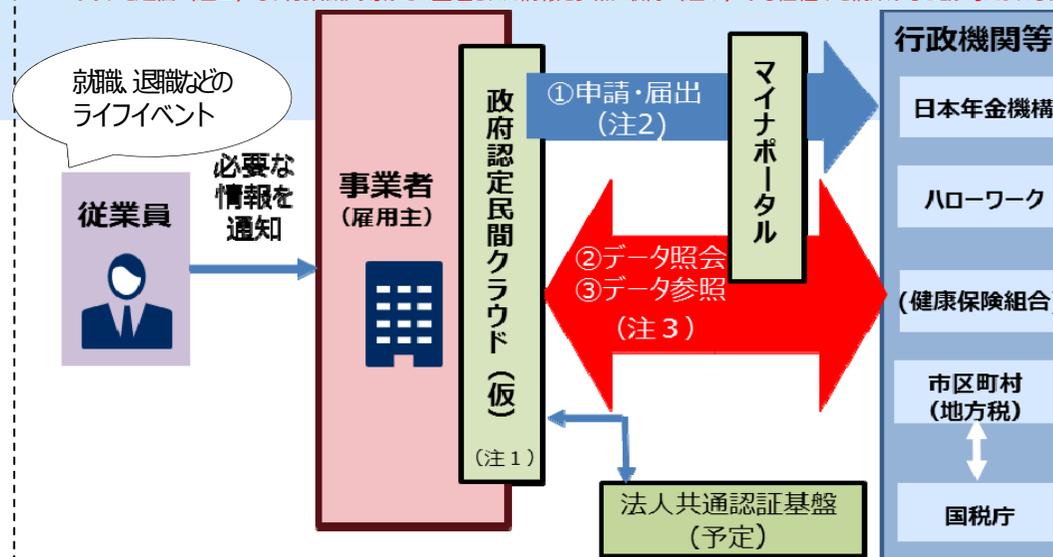
- オンライン・ワンストップ化の成果も踏まえた上で、より一層の企業の負担軽減・行政事務の効率化を図るため、例えば、申請者がクラウドに一度届出情報を登録すれば、極力重複して情報を登録しなくて済むようにするワンスオンリー化等の従業員情報の新しい提出方法に係る構想を推進する事が必要。
- 具体的には、①政府が認定したクラウド等に、企業が必要なタイミングで提出すべきデータを保管。  
②各行政機関等は、必要に応じて該当データを直接又はマイナポータル経由で参照し、必要な情報を取得。
- 実施に当たっては、認定クラウド等に求める要件の精査等の技術的課題の洗い出し及び整理、対応する各行政機関等におけるBPRの徹底。当該提出方法と申請主義との関係等の法的検討も必要となるため、長期的な視野を踏まえて取り組む事が必要。

### <現状>



### <今後目指すべき実現イメージ>

例えば、企業から各行政機関に対し、届書、添付書類、調書類等より情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等（注1）に必要なデータを保管し、当該届出等が整った事実及びその提出意思を行政機関等に伝える旨のフラグを送信（注2）し、行政機関等がその整理された情報を参照・取得（注3）する仕組みを構築することが考えられる。



- (注1) 「認定クラウド等」とは、政府が認定を行う民間クラウドサービスの他、大企業のデータセンター等も想定しており、認定後、企業が有する従業員情報の提供に使用できるものとする。
- (注2) 認定クラウド等の該当データに対し各届書等に必要の提出事項が整った事実及び提出意思がある旨を各行政機関等に伝えるフラグを立て、フラグを立てた旨をマイナポータルに送信することをイメージ。
- (注3) 各行政機関等が照会・参照可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出書、添付書類、調書類等で取得している情報の範囲内。行政機関が政府認定クラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするか、マイナポータルを経由させる仕組みとするかは、今後検討していく。

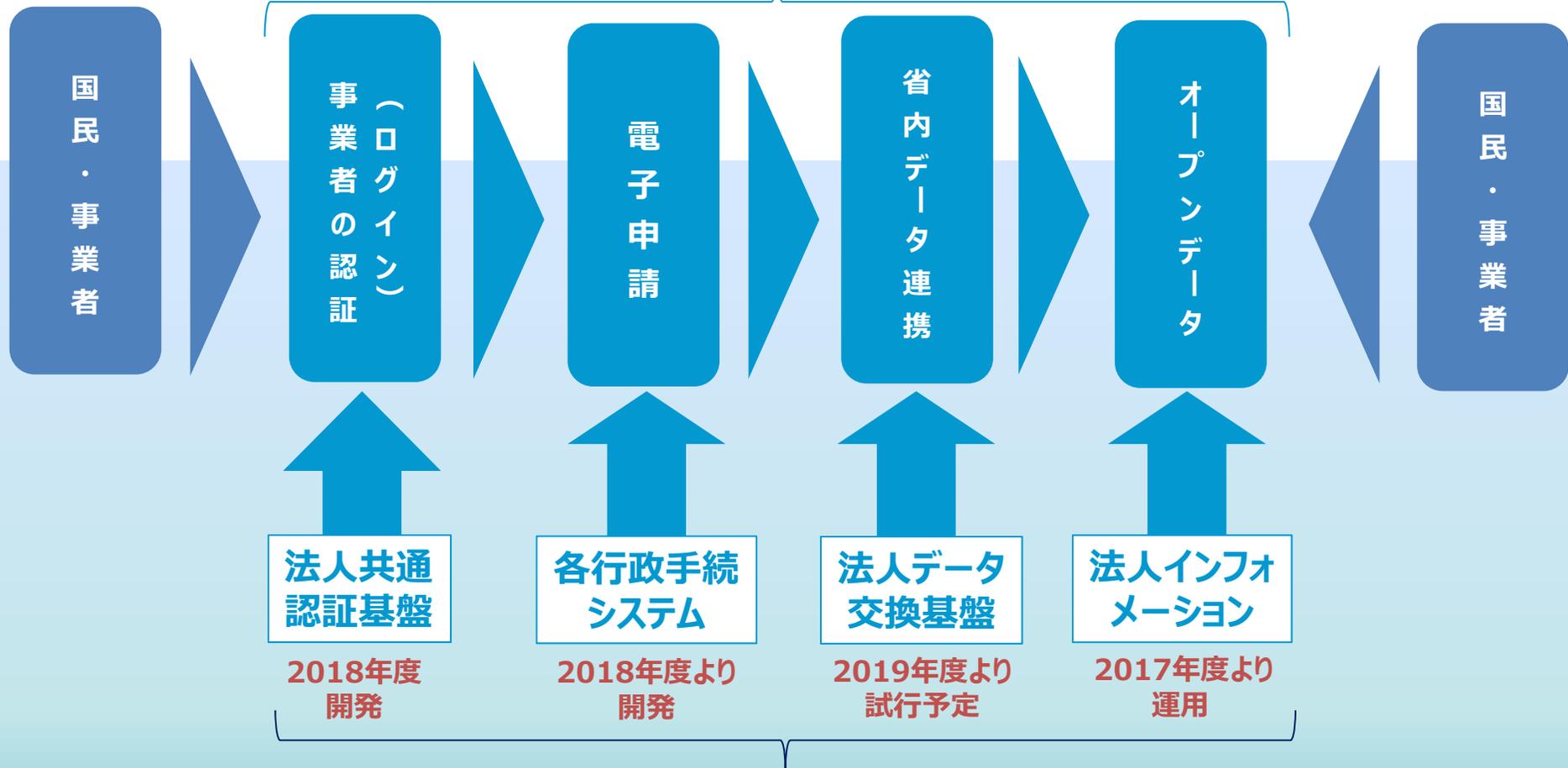
# 法人向け デジタルプラットフォーム



# 行政手続のデジタルプラットフォーム構築



## 法人デジタルプラットフォーム



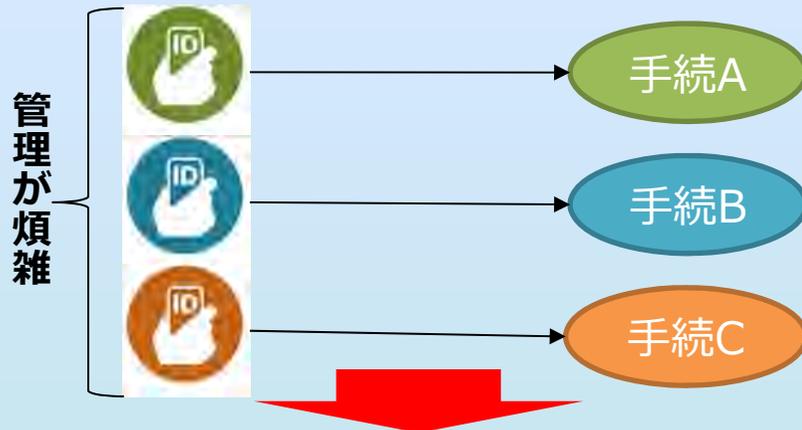
経産省が法人手続デジタル化に必要なインフラを構築

# 法人共通認証基盤について（概要）

- 現状、手続をデジタル化した際に、システム毎にID／パスワードが発行され事業者にとって管理が煩雑といった課題あり。
- 法人が一つのID／パスワードで行政サービスにアクセスが可能となるよう、法人番号を活用した法人共通認証基盤を2018年度に開発。簡易な手段での本人確認が可能となり、行政手続にかかる時間や手間を削減。

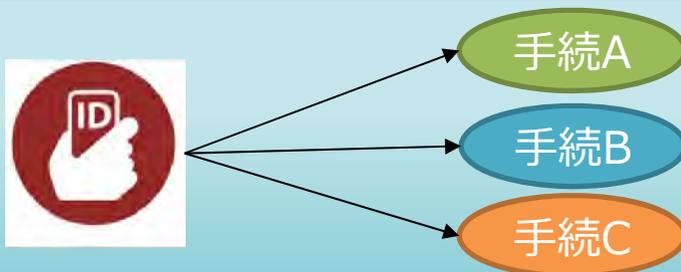
## 《法人共通認証基盤のイメージ》

これまで：複数のID／パスワードが必要

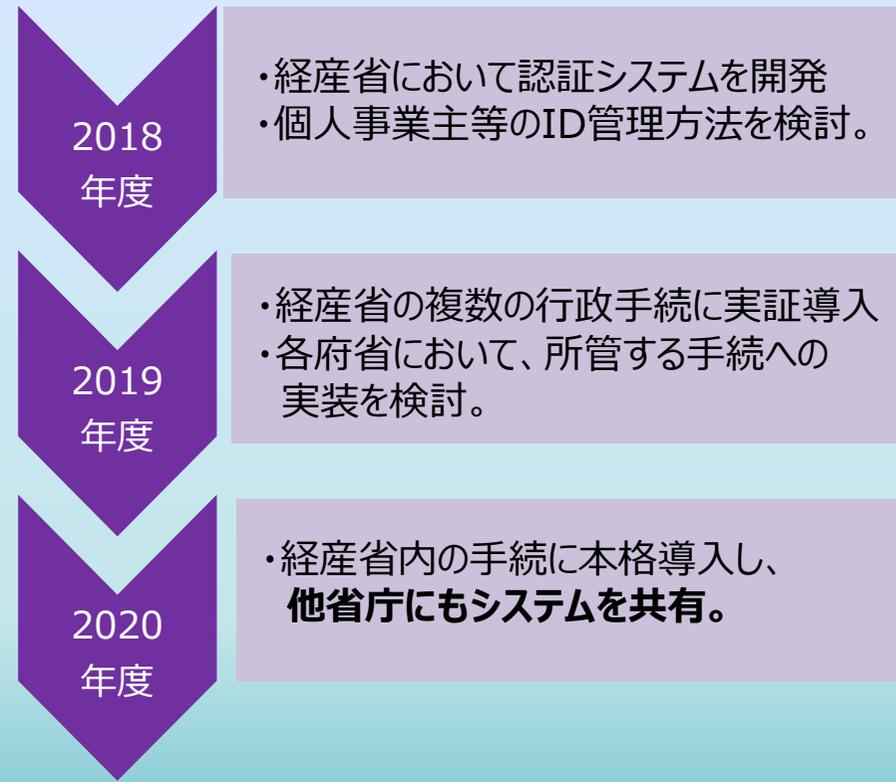


今後：1つのID／パスワードで手続が可能に

法人共通認証基盤



## 《スケジュール》



# 法人共通認証基盤（詳細）

- **法人が1つのアカウント（ID／パスワード）で行政サービスにアクセスし、ワンスオンリーでの手続を可能**としていくため、経済産業省において、**法人番号を活用**した法人共通認証基盤を2018年度に開発。1 IDでの手続やワンスオンリーの実現により、行政手続にかかる時間や手間を削減。
- 2019年度から経済産業省の行政手続で試行を実施するとともに、2020年度から他府省の行政手続にも活用できる環境を目指す。

## 《法人共通認証基盤の利用イメージ》

### ①自己申請ID（簡易ID）



法人番号の存在確認とメールの到達確認のみでIDを発行。  
⇒ **本人確認不要な手続に利用可能。**



### ②本人確認済みID



一定の本人確認手続を経ることで、本人確認済みIDにステータスを変更。  
⇒ **様々な行政手続に利用可能。**  
⇒ **法人インフォメーションとの連携による法人情報のワンスオンリー実現。**

## <参考：世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画>

### ○[No. 1-20] 法人共通認証基盤の構築

電子行政

- 法人が1つのID/パスワードで行政サービスにアクセスし、ワンスオンリーでの手続が可能となるよう、法人番号を活用した法人共通認証基盤の構築が必要。
- 法人共通認証基盤を平成30年度に開発。平成31年度から経済産業省の行政手続で試行を実施するとともに、平成32年度から他府省の行政手続にも活用できる環境を目指す。
- 補助金申請や産業保安関係法令手続等の主要な行政手続の簡素化・デジタル化に活用するとともに、法人の負荷にならない形での認証を実現。

KPI（進捗）：法人共通認証基盤の開発

KPI（効果）：法人共通認証基盤に接続しているシステム数

# 補助金申請システム



- これまでは公募のみを電子化。
- それぞれの補助金で別々にシステムを構築。

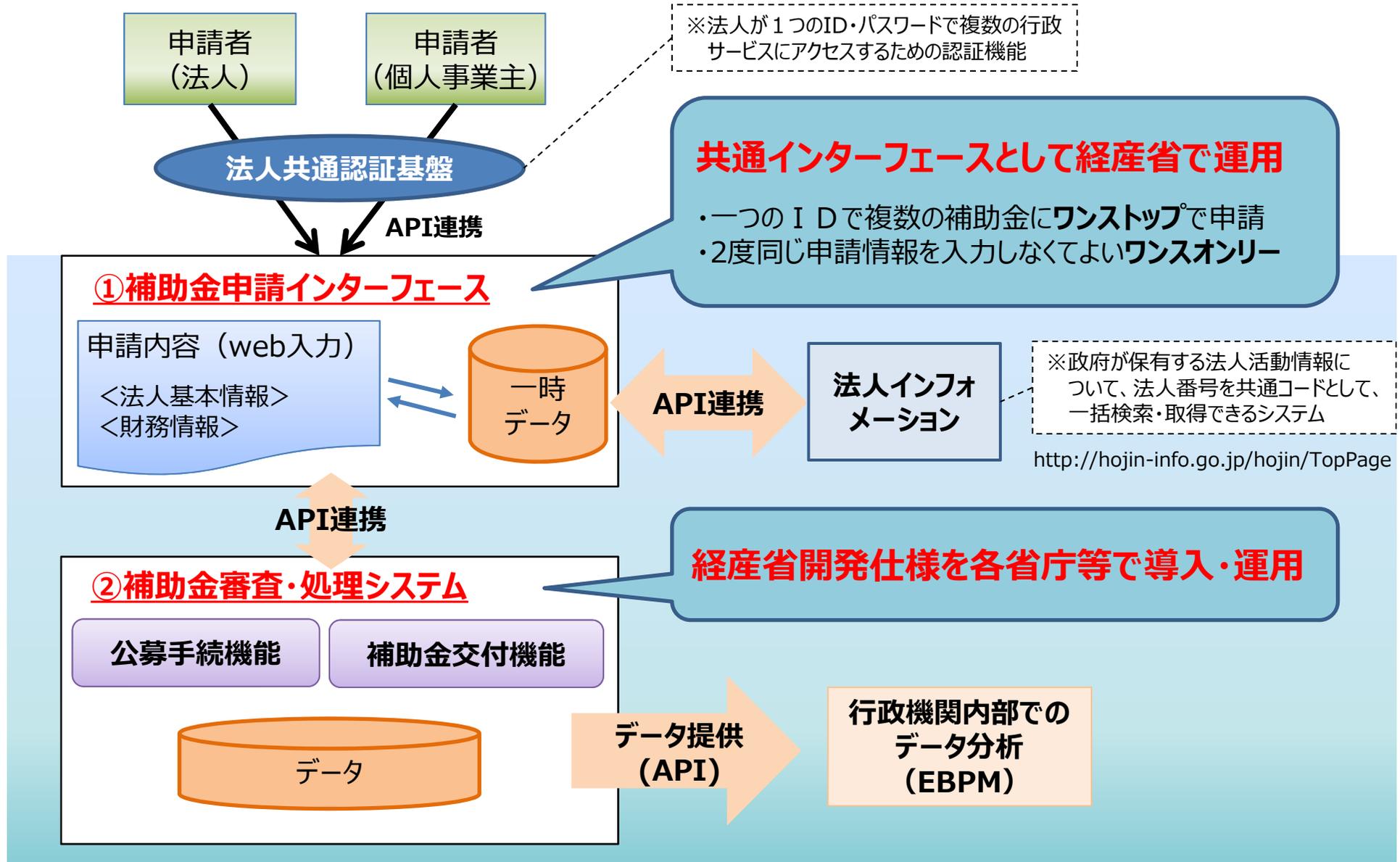


- 公募から事後手続まで全てのプロセスを電子化。
- 一つのシステムで全ての補助金に対応できるような汎用的なシステムを構築。
- 申請者のワンストップ・ワンスオンリーを実現するとともに、行政の審査・処理手続の効率化とデータに基づく高度な政策立案を可能とする環境を構築。

## <スケジュールイメージ>



# システムイメージ（詳細）



## 経済産業省において当初対象とする補助金

- 申請件数が多く、システム化によるコスト削減効果が高い等によりピックアップした以下の補助金について、今年度から取組を進める。

補助金名	所管課／執行	申請件数 2017年度
ものづくり補助金	中小企業庁技術・経営革新課／ 全国中小企業団体中央会	約1.5万件
IT導入補助金	商務・サービスGサービス政策課／ 民間団体	約2.7万件
持続化補助金	中小企業庁小規模企業振興課／ 商工会・商工会議所	約3.7万件
ふるさと名物補助金	中企創業・新事業促進課／ <b>地方経済産業局</b>	約400件

# ご参考：スマート公共サービス

## スマート公共サービス

参考資料

### ■ゴール:「待ち時間ゼロ、窓口手続きゼロ」

- AI等を活用して許認可等の行政手続きを自動化し、自宅から手続き可能とする。
- 各種行政手続きのデジタル化を超えて、行政活動そのものをデジタルデータ化し、国・自治体の行政の質と効率を向上。
- 行政サービスに関する多種多様なデータの統合とオープンAPIにより自由にデータ流通が可能な基盤を構築し、分野横断的なサービスを実現。

### ◆ 以下の項目等について検討

- 子育て・住所変更・引越し、死亡・相続等の個人手続きの自動化に向けた環境整備。
  - 例えば出生時に申請すれば、その後の予防接種や保育園の入園の手続き等がプッシュ型で案内が来て、個人は意思決定のみを行い煩わしい書類手続き等から解放する。
- 税・社会保障等に関する組織内の手続きの自動化。
  - 会社が保有する人事・労務のデジタルデータを基に、従業員や担当者が逐一記載して毎回提出する手続きから解放する。
- 政府業務の自動化-特許・補助金審査等の自動化。
- 個人・法人等の認証基盤-マイナンバーカードによる本人認証機能のスマートフォンへの搭載や生体認証の活用。
- スマートフォン等をより低廉に使用できるようモバイル市場の競争環境等を整備。

(出典)第19回未来投資会議(平成30年10月5日)資料5から抜粋